

## 白浜町工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

〔平成 29 年 3 月 13 日制定〕

改正 平成 31 年 2 月 6 日

改正 令和 2 年 3 月 23 日

工事請負にかかる競争入札において、次に掲げる算定基準に基づき、最低制限価格を設定する。

### 1. 最低制限価格について、その算定式は次のとおり。

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 を乗じて得た額

- ① 直接工事費 × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ 現場管理費 × 90%
- ④ 一般管理費 × 55%

なお、建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額が含まれていることから、建築工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事を含む）にあつては、設計図書にある直接工事費の 90% を直接工事費とし、現場管理費は、設計図書にある直接工事費の 10% を設計図書にある現場管理費に加えた額とする。

- ① (直接工事費 × 90%) × 97%
- ② 共通仮設費 × 90%
- ③ {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90%
- ④ 一般管理費 × 55%

### 2. 特別なものについては、1 にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額

#### 附 則

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。

附 則 (平成 31 年 2 月 6 日)

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 23 日)

令和 2 年 4 月 1 日以降に入札通知又は入札公告するものから適用する。